

## 訪問看護ステーションかおり重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、平成11年厚生省令第37号の第8条、平成12年厚生省令第80号の第5条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 香福
所在地	瀬戸内市邑久町福谷214番地1
代表者名	代表取締役 赤堀 心
電話番号	電話 0869-25-0035 FAX 0869-25-0036

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションかおり
所在地	瀬戸内市邑久町福谷214番地1
管理者名	久本 澄子
電話番号	電話 0869-25-0035 FAX 0869-25-0036
事業所番号	3362490025
訪問看護ステーションコード	2490025

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 運営の方針

事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と密接な連携を図る。

### 4. 本事業所の職員体制（令和6年9月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	4名	2名

### 5. 営業時間

営業日・営業時間	営業日 365日 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
----------	---

### 6. 営業地域

通常地域	瀬戸内市邑久町の裳掛・玉津の区域とする。
------	----------------------

### 7. 利用料

- 利用者は、介護保険法等関係法令及び別紙に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、別紙に定めた自費での訪問看護サービスに対する所定の利用料、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法  
毎月、月初めに前月分の請求書をお渡しいたします。
  - 1) 利用者の指定口座から、自動振替の場合  
利用料は1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月20日に利用者の指定する口座から引き落としされます。（20日が土・日・祝日の場合はその翌日）

2) 現金払いの場合

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月10日までにはご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先（昼） \_\_\_\_\_

連絡先（夜） \_\_\_\_\_

主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

居宅介護支援事業所 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 災害時発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成などの適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションかおり	所在地 瀬戸内市邑久町福谷214番地1 電話番号 0869-25-0035 FAX 0869-25-0036 受付時間 AM8:30~PM5:30 管理者 久本澄子
瀬戸内市いきいき長寿課 介護保険係	所在地 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 電話番号 0869-24-8866 受付時間 AM8:30~PM5:15
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 AM8:30~PM5:00
岡山県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内 電話番号 086-226-2822 FAX 086-227-3566 受付時間 AM8:30~PM5:15

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

瀬戸内市邑久町福谷214番地1  
訪問看護ステーションかおり  
管理者 久本 澄子 印  
  
説明者 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
  
家族（代理人）住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印